

令和7年度 高齢者生きがい活動促進事業の概要等

【事業概要】

「高齢者生きがい活動促進事業」は、高齢者が主体となり介護予防や生活支援の活動等を行う団体の立ち上げを支援することを目的としています。市内で活動を行う特定非営利活動法人等に活動の立ち上げに必要な経費を助成します。

なお、本事業は「介護保険事業費補助金」(国庫補助)を財源としているため、最終的には国の選考を経て補助金を交付するものです。

【対象団体】

市内で活動を行う特定非営利活動法人、ボランティア団体、地域団体であって、新たに高齢者生きがい活動促進事業を実施する団体

- ・高齢者の課題の解決に資する活動であること。
- ・事業により得られた収入の一部が高齢者へ支給されること。
- ・高齢者が行う活動が高齢者の生きがいや健康づくりにつながるような活動となること。

【補助上限額(定額補助)】

100 万円

(国実施要綱4事業内容アの農福連携推進事業に係る取組については、200 万円)

【補助対象経費】

本事業の実施に必要な経費のうち、備品購入費、消耗品費等(初度経費)

【問合せ先】

実施を希望される団体の方は、要件を満たしていることを確認しますので、事前相談をお願いします。次の連絡先までお問い合わせください。

本事業の趣旨に合致する団体の方に申請に係る協議書をお渡しします。

〒520-2315 野洲市辻町 433-1

野洲市健康福祉部高齢福祉課(野洲市健康福祉センター内)

電 話:077-588-2337

FAX:077-586-3668

Eメール:kourei@city.yasu.lg.jp

【申請に係る協議書の提出期限】

令和7年5月 8 日(木)